

川崎市職員提案審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員提案規程（昭和39年川崎市訓令第1号。以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、職員提案の審査等を行うため、川崎市職員提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 提案の審査等を処理するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 提案の審査

(2) 実施課からの報告受理

3 審査委員会の委員長は、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当部長をもって充てる。

4 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務企画局人事部長

(2) 総務企画局都市政策部長

(3) 総務企画局行政改革マネジメント推進室長

(4) 財政局財政部長

5 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

6 審査委員会において審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 審査委員会の事務局は、総務企画局行政改革マネジメント推進室において処理する。

8 前各号に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

(審査結果の通知)

第3条 審査委員会における審査結果については、提案者に通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 川崎市職員の提案審査基準を定める要綱及び川崎市行政事務改善委員会は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。